

着物、帯及び帯締に係る純国産絹マーク特例管理規程

令和7年3月31日付け令6蚕第353号

一般財団法人大日本蚕糸会

着物、帯及び帯締については、伝統的技術として金糸、銀糸等を用いてその価値を高めてきた経緯に鑑み、純国産絹マーク管理規程（令和7年3月31日付け令6蚕第353号）の特例規程として、着物、帯又は帯締に係る純国産絹マーク特例管理規程を定める。

第1条 純国産絹マーク（以下「マーク」という。）は、絹以外の繊維を5パーセント（重量の比率で算出する。以下同じ。）を超えて用いた着物、帯又は帯締のうち、第2条に掲げる要件のすべてを満たす着物、帯又は帯締であって一般財団法人大日本蚕糸会が認めるものについてもマークの表示対象とすることができる。

この場合、マークの表示対象となる着物、帯又は帯締にあつては、マークの図柄中の「純国産」の文字の直下に、別記のとおり、「(絹使用部分)」という黒色の文字を加えて表示するものとする。

第2条 マークの表示対象とすることができる絹以外の繊維を5パーセントを超えて用いた着物、帯又は帯締は、絹以外の繊維の使用によって着物、帯又は帯締の価値が著しく増加するもので、かつ、次の要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 着物、帯又は帯締全体に占める絹使用部分の割合が70パーセント以上であるものであること
- (2) 着物、帯又は帯締において使用される絹が、すべて、国産の繭から製糸された生糸（紬糸等を含む。以下同じ。）を用い、かつ、国内で染織（製編）されたものであること
- (3) 純国産絹マーク管理規程第3条の（2）に該当するものであること

(別記)



附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、平成21年9月9日付け21絹業発第50号は廃止する。